

包括外部監査制度について

令和 3 年 6 月 28 日
総務部総務課

1 包括外部監査とは

地方公共団体の監査機能の充実・強化を図り、県民の信頼性を向上させるため、県の組織に属さない外部の専門的な知識を持った人と契約を結んで監査を受ける制度で、地方自治法（以下、「法」という）の一部改正により外部監査が導入されました。（平成 10 年 10 月 1 日施行）

外部監査には、「包括外部監査」と「個別外部監査」があり、このうち、包括外部監査については、都道府県等については毎年度契約を締結し、実施することが義務づけられています。三重県では、平成 11 年度から実施しています。

なお、個別外部監査は、住民監査請求等があった場合に、当該案件について必要に応じ個別に契約を締結して実施します。三重県では個別外部監査の実施例はありません。

2 包括外部監査の実施

(1) 監査契約の締結

普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者で、①弁護士、②公認会計士、③国の行政機関又は地方公共団体において行政事務に従事した者であって監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの、④税理士と包括外部監査契約を締結できます（法第 252 条の 28）。なお、連続して 4 回、同一の者と契約を締結することはできません（法第 252 条の 36）。

また、外部監査人は、監査が適正かつ円滑に行われるよう外部監査人補助者に監査の事務を補助させることができます。（法第 252 条の 32）

(2) 令和 3 年度の契約の相手方

税理士：神谷 研（かみや けん）氏
（愛知県碧南市在住・神谷研税理士事務所（愛知県安城市））

(3) 契約の相手方の選定

日本公認会計士協会東海会、三重弁護士会及び東海税理士会に候補者の推薦を依頼し、推薦のあった者について、「三重県包括外部監査人選定委員会」において選定しています。

(4) 包括外部監査の対象

包括外部監査人は、監査対象団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨を達成するため、必要と認める特定の事件を選定し、監査することとされています。（法第 252 条の 37）

※法第 2 条第 14 項及び 15 項

第 14 項 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

第 15 項 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

3 監査の結果について

(1) 報告書の提出

包括外部監査人は、契約の期間内に、監査の結果に関する報告を県議会、知事、監査委員、関係のある委員会に提出しなければなりません。(法第 252 条の 37)

(2) 報告書の公表

監査委員は、報告の提出があった場合には、これを公表しなければなりません。(法第 252 条の 38)

(3) 監査結果に対し講じた措置の公表

県議会、知事、関係のある委員会は、監査結果について措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員はその内容を公表しなければなりません。
(法第 252 条の 38)

<参考：過去 5 年間の包括外部監査のテーマ>

年度	テーマ
2 年度	県民の生命と健康を守るための「医療」「感染症対策」「食の安全」等に関する事務の執行について
元年度	地球温暖化対策や廃棄物対策等の環境問題に関する事務の執行について
30 年度	子どもの福祉に関する事務の執行について
29 年度	道路事業に係る財務事務について
28 年度	公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について